

第九管区海上保安本部公示第38号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年7月11日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

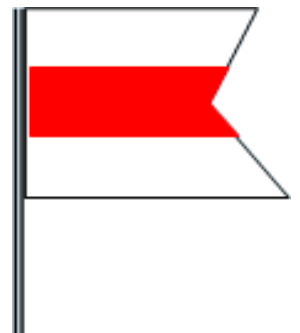
新潟港東区の水路測量

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名 称 新潟県新潟地域振興局
住 所 新潟県新潟市中央区竜が島1-6-3

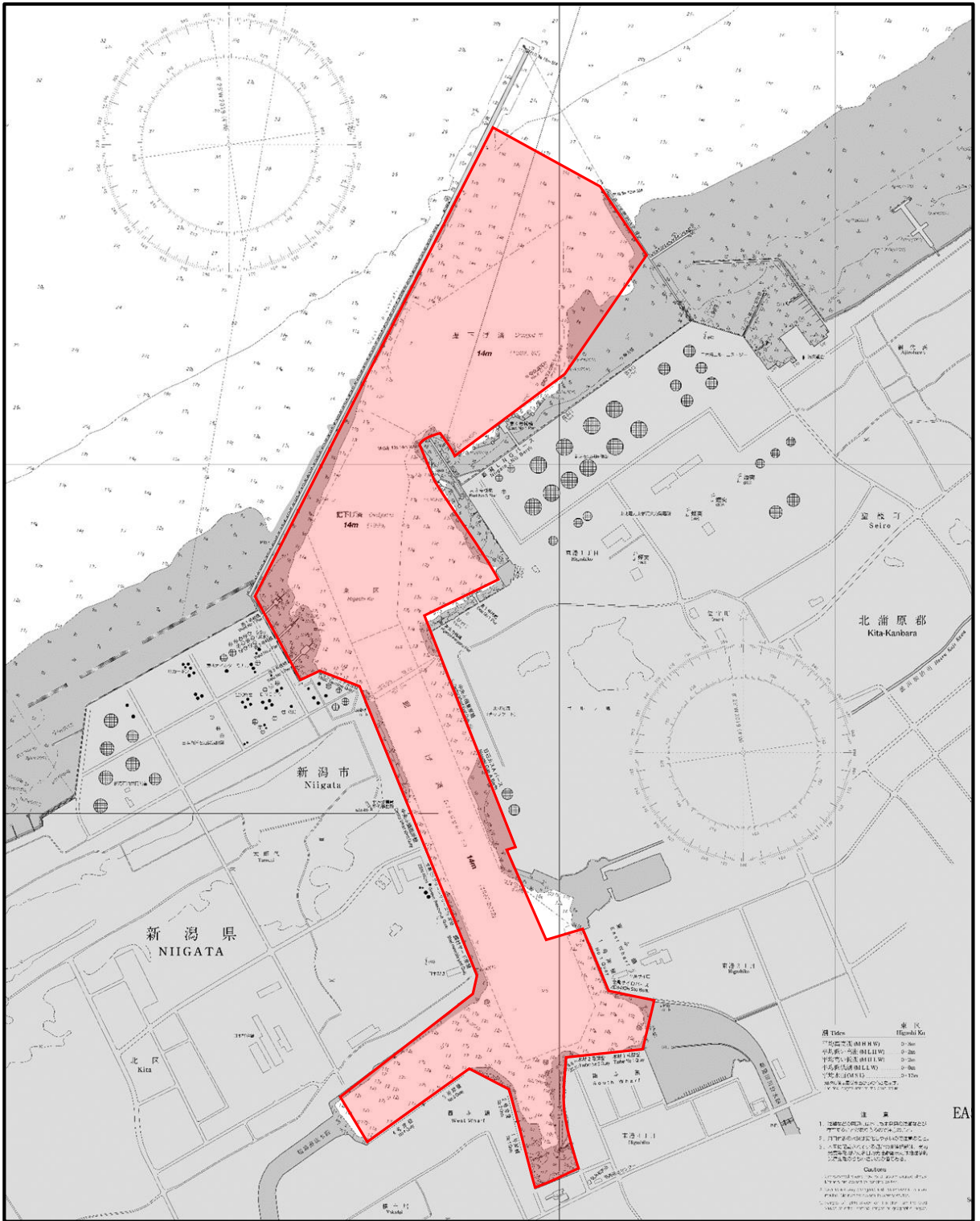
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
区 域 新潟港東区（付図に示すとおり）
期 間 令和5年8月7日から令和5年8月25日までのうち
5日間

- 3 水路測量の実施方法
GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

- 4 航行船舶に対する安全措置
イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）
第6条に定める白紅白の標識を掲げる。
ロ 九管区水路通報により周知する。



付図



測量区域